

## 京都府優良宿泊施設認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「京都府優良宿泊施設認証制度」(以下「認証制度」という。)を実施するために必要な事項を定め、地域と共生しつつ、外国人観光客等誰でも利用しやすい環境を整える宿泊施設を認証することで、観光客向けには安心・安全な宿泊環境を提供するとともに、旅館等の利用を促進し、もって観光産業を振興することを目的とする。

### (通称)

第2条 この認証制度の通称は「京都府認証 安心のお宿」とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設事業者 認証を受けようとする施設を営む代表者をいう。
- (2) 認証事業者 認証を受けている施設を営む事業者をいう。
- (3) 認証施設 認証を受けた施設をいう。
- (4) 地域 認証を受けようとする施設の所在する市町村をいう。
- (5) 旅館賠償責任保険 施設事故、生産物事故及び受託物事故等により宿泊事業者が法律上の責任を負った場合に対する損害賠償保険をいう。
- (6) 宿泊客個人賠償責任保険 宿泊客の過失によって設備、備品等が破損した場合や、他の宿泊客がケガをする等により宿泊客が法律上の賠償責任を負った場合に対する損害賠償保険をいう。

### (責務)

第4条 宿泊施設事業者は、認証を受けるに当たっては、地域と共生しつつ、訪日外国人や障害者など、多様な観光客を受け入れる環境を整え、安心して宿泊することができる施設として観光客をあたたくもてなすよう努める。

### (対象施設)

第5条 京都府内(京都市を除く。)において、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する旅館業として許可を受けている施設のうち、下宿営業以外の施設を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本制度の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定め

る風俗営業施設であると認められるとき。

- (2) 役員等(個人事業者である場合はその者を、法人である場合はその役員及び事業所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(認証の基準等)

第 6 条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている場合に認証するものとする。

- (1) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が提供する全旅連損害保険やこれに類する損害保険制度に加入していること。ただし、補償内容は、旅館賠償責任保険又はそれと同等の内容を補償するもの及び宿泊客個人賠償責任保険又はそれと同等の内容を補償するもののいずれにも加入していること。
- (2) 近隣への迷惑防止のための取組を行うとともに、苦情に対応可能な体制を整えていること。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当していること。

ア 外国人旅行者に対応可能な Wi-Fi 設置、クレジットカード決済端末の導入、外国語による施設案内、外国語での対応可能なスタッフの常駐等の設備及び環境を整えていること。ただし、外国人旅行者に対応可能な設備及び環境を整えていることについては、パンフレット又はホームページ等で明示している場合に限る。

イ 次の(ア)から(オ)に掲げるバリアフリーに対応した設備を原則全て整えていること。

- (ア) 浴室・トイレの手すり設置
- (イ) トイレの洋式化及び事故発生時用の連絡設備の設置
- (ウ) 階段等の手すりの設置
- (エ) 駐車場がある施設においては、入口付近での障害者用駐車スペースの確保
- (オ) 出入口のスロープ設置又は段差の解消等

ウ 次の(ア)から(ウ)に掲げる地域と共存及び共栄するための取組を原則全て行

っていること。

(ア) 地域の商店、産品等の積極的利用及び紹介

(イ) 地域での体験プログラム等のPR

(ウ) 地域イベントへの参加・協力や地域団体への参画など、地域との交流

(認証の申請等)

第7条 宿泊施設事業者は、宿泊施設ごとに京都府優良宿泊施設認証申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 損害保険への加入を証明する書類（契約書の写し等）

(2) 宿泊客への注意事項等説明書の写し（宿泊客へ配布している場合は現物）又は施設内での掲示物等の写真

(3) バリアフリー対応している事実が分かるもの（平面図及び立面図又はこれに代わるものとして写真等）

(4) 外国人旅行者に対応可能な設備を整えていることを明示していることが分かる資料等

(5) 外国語による施設案内をしている場合は、その資料及びこれに代わる写真等

(6) 地域の商店、産品等の積極的利用及び紹介をしていることが分かる書類（領収書や契約書等）

(7) 地域と共存、共栄するための取組を行っていることが分かる資料等

(8) 近隣への迷惑防止のための取組を行うとともに、苦情に対応可能な体制を整えていることが分かる資料等

(認証の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めた場合は、宿泊施設事業者に対し認証を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項に修正を加えて認証を決定することができる。

3 知事は、認証をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、宿泊施設事業者に通知するものとする。

(認証の有効期間及び更新)

第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から2年に到達する日の前月末日とする。

2 認証事業者は、認証を受けた施設（以下「認証施設」という。）が第6条各号の基準を満たしている状況にあつて、引き続き認証を受けようとする場合においては、認証の有効期間満了日の2箇月前から満了日までの間に京都府優良宿泊施設認証更新申請書（別

記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

(認証項目の変更)

第10条 認証事業者は、第6条第3号のいずれかに新たに該当することとなった場合には、京都府優良宿泊施設認証変更申請書(別記第3号様式)に第7条各号に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 認証事業者は、第6条第3号のいずれかに該当しなくなった場合には、京都府優良宿泊施設認証変更届出書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(認証の抹消)

第11条 認証事業者は、当該認証施設が第6条各号のいずれかに該当しなくなった場合は、認証施設抹消届(別記第5号様式)を速やかに知事に届け出なければならないとする。宿泊営業を廃業したときも同様とする。

2 知事は、認証施設が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、その認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽又はその他の不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。

(2) 認証施設が認証の基準を満たさなくなったことが判明し、改善を求めてもなお改善されないとき。

(3) 法第2条第4項に規定する旅館営業又は簡易宿所営業としての営業が継続されなくなったとき。

(4) 前項の規定による届出があったとき。

(認証の事実の明示)

第12条 認証事業者は、認証を受けた事実について、別表の証票を当該認証施設の出入口付近の見やすい所に掲出することにより明示しなければならない。

(立入検査等)

第13条 知事は、当該認証制度の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、物件を検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。